

①令和2年（ワ）第29号 損害賠償請求事件

原告 [REDACTED] 外7名

被告 大洲市 外2名

②令和2年（ワ）第197号 損害賠償請求事件

原告 [REDACTED] 外1名

被告 大洲市 外1名

令和2年10月30日

松山地方裁判所民事第1部合議一係 御 中

①及び②事件被告大洲市代理人

弁護士 武 田 秀 治



準 備 書 面 (2)

1. 大洲市が、7月7日午前6時50分に山鳥坂ダム工事事務所長から大洲市長へ寄せられた放流情報を40分間放置し、住民に周知しなかったと主張している点について

(1) 災害対策基本法第60条第1項では、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示するこ

とができる。」と規定されている。

- (2) 平成29年1月内閣府(防災担当)が示した避難勧告等に関するガイドライン①(避難行動・情報伝達編)では、「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とある。

また、同ガイドラインでは、市町村長から避難勧告等が発令された場合の具体的な避難行動が示されており、市町村長が行う避難勧告等は、居住者等に自らの生命及び身体を災害から逃れるための適切な避難行動、すなわち、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」を求めらるものである。

- (3) 次に、平成29年1月内閣府(防災担当)が示した避難勧告等に関するガイドライン②(発令基準・防災体制編)では、

「避難勧告等発令の判断基準の設定の手順」が示されており、肱川のような「洪水予報河川については、国により水位予測と水位周知がなされることとなっており、基本的にこの情報に基づいて避難勧告等の発令基準を設定する。」ものである。

また、同ガイドラインでは、洪水の避難勧告等の発令を判断するために必要となる基本的な情報として、「洪水による被害は、河川水位の上昇に伴う堤防の決壊や溢水等によって発生するため、水位等の河川の状況や、堤防等の施設の異常に係る情報によって、避難勧告等の発令を判断する必要がある。洪水被害発生のおそれを判断するための情報としては、水位情報が最も基礎的な情報である。」とされている。

- (4) これを受けて大洲市では、大洲市地域防災計画において、河

川洪水における避難勧告等の判断基準を水位によるものとし、浸水の恐れのある肱川流域の地区別に設定した水位の基準に達した段階で、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の避難情報（以下「避難情報」という。）を発令することを基本として定めている。

なお、平成30年7月豪雨時においては、大洲市柚木地区から河口までの下流域は、洪水予報河川に指定されており、国が設定した氾濫危険水位、避難判断水位等が定められ、その基準を参考としながら、大洲第2水位観測所の水位により大洲市の避難情報の発令基準を定めていた。柚木地区から鹿野川ダムまでの上流域については、当時、洪水予報河川、水位周知河川のいずれでもなく、氾濫危険水位や避難判断水位といった基準となるものはなかった。そのため、過去に発生した災害における経験を基に、大洲市独自で避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告を発令する水位を設定し、それに基づき発令を行っていた。

- (5) 大洲市では、7月7日午前6時50分にあった山鳥坂ダム工事事務所長から大洲市に対し「鹿野川ダムが今後毎秒3,000から最大6,000立方メートルの放流見込みで、現在通行可能となっている道路も追って冠水が予想される」との電話連絡を受け、すぐに大洲河川国道事務所に対し、肱川の今後の水位状況の助言を求め、提供された予測資料で大洲第2水位観測所の水位が午前10時30分には8.15メートルと、今後短時間で上昇することや近年の災害において最高水位であった平成16年の台風16号時の6.85メートルを上回るなどの予

測を確認できた7月7日午前7時30分に市内一斉に避難指示（緊急）を発令したものである。

- (6) なお、原告 [redacted] が被害にあった [redacted] 地区は、7月6日午前8時2分に避難勧告、7月7日午前7時30分に市内一斉に避難指示（緊急）を発令し、また、原告 [redacted] のある東大洲地区は、7月7日午前6時20分に避難準備・高齢者避難開始、7月7日午前7時30分に市内一斉に避難指示（緊急）を発令した。

原告 [redacted] が被害にあった [redacted] 地区の浸水開始は、大成橋のたもとにある大川郵便局前が7月7日午前8時30分頃、原告 [redacted] は、同地区にある二線堤からの越流開始（国土交通省発表）が、7月7日午前10時49分である。

- (7) 準備書面（1）でも主張している通り、大洲市が発令する避難情報は、肱川の水位観測所の水位を基準に発令していることから、ダムの放流情報以外にも、水位の情報を確認する必要があり、その確認を行うとともに、山鳥坂ダム工事事務所長から大洲市長に電話連絡があった前後は、各地域への避難情報の伝達作業も行っていった。さらに避難指示を伝える放送が、住民に命を守るための行動を取ってもらうためには、どのような表現が適切かを検討していた。以上のことなどから、大洲市が放流情報を40分間放置していたとする原告らの主張は当たらない。

大洲市は、今後予想される水位を基に「今回の水位は過去最大の水位でこれまで浸水していない場所でも浸水の恐れがあります。」と、住民に甚大な浸水被害が発生することを周知し、

命を守るための行動をとってもらうことが伝わるよう、避難指示を発令しており、具体的な放流量等の放流情報を住民に周知しなかったとしても、水位を基に法の趣旨に添った避難情報を住民に周知しており、大洲市の対応に過失は存在しない。

2. 避難情報と原告らの主張する損害との因果関係について

市町村長が発令する避難情報は、あくまで「命を守るための行動」を求めるものであり、原告らの主張する「早く」や「切迫感」のある避難情報の発令は、本訴で原告らが損害として主張している財産を逃すことに向けられているものではない。

仮に原告らが主張している様に、もう少し早く本件避難指示（緊急）を発令していたとして、それは命を守るための行動を求めるものであるから、原告らが主張する財産を逃す行動に結びついたとは考えられない。

避難指示（緊急）発令時間と、原告らの損害との間には因果関係はない。

